

# 新経済・財政再生計画 改革工程表 2023

令和5年12月21日  
経済財政諮問会議

## (注記)

### ○政策目標：

取組を体系的に整理するため、「新経済・財政再生計画」等に記載された取組事項を大括りし、経済、財政、国民生活の質等に着目した政策目標を設定している。

ただし、政策目標は、その下に整理された改革事項のみを実施することで達成されるものではない。

### ○KPI：

各階層の KPI については以下のとおり。

第2階層・・・各取組事項の実施による成果を測定するための指標(アウトカム指標)

第1階層・・・各取組事項の進捗状況を測定するための指標(アウトプット指標)

### ○工程：

「工程」には、改革工程表 2022 の各施策及び骨太方針 2023 のうち経済・財政一体改革の主要分野に該当する各施策について、具体的取組と所管府省等に加えて、取組の具体的な実施時期を右向きの矢印で記載している。なお、実施時期の欄は、24 は 2024 年度まで、25 は 2025 年度まで、26～は 2026 年度以降をそれぞれ示している。

取組の動きを明示する観点から、経常的な取組や、複数年にわたり実施される取組のうち実施時期に年限がないものについては、取組の実施時期すべてに→を記載している。

# 4. 文教・科学技術

## 文教・科学技術

### 【政策目標】

- ① 教育政策における外部資源の活用、P D C Aの徹底、D Xの推進等による、学習環境の格差防止、次代を担う人材育成のための取組の質の向上（国際比較による水準の維持・向上等）
- ② 官民をあげた研究開発の推進、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等による、科学技術立国の実現（国際比較による研究水準の維持・向上、大学の国際競争力の強化等）
- ③ スポーツ・文化の価値を将来の投資に活用・好循環させることによる当該分野及び経済社会の発展

○時代の変化に対応した教育の質の向上：G I G Aスクール構想の一人一台端末を通じた教育改革の更なる推進に向け、個別最適な学びと協働的な学びの実現や、デジタル時代に不可欠な情報活用能力の向上、I C T活用を通じた不登校児童生徒の学びの保障の充実を図る。併せて、教職の魅力向上等の観点から、教師の処遇の抜本的な見直しの制度設計等を進めつつ、時間外在校等時間の短縮や校務D Xによる働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進める。また、少子化が急速に進む実態等を踏まえつつ、私立大学への財政支援のメリハリ付け強化等を通じた教育の質保証や経営力強化に取り組む。加えて、我が国の国際競争力向上や持続的発展・成長に向けた戦略的な留学生の派遣・受け入れ（大学・高校段階での双方向の留学者数の大幅な増加）を推進する。

○科学技術立国の実現（大学の国際競争力の強化等）：大学ファンドについて、2024年度中に初回認定大学の支援を開始するとともに、同年度中に次期公募を行う予定。段階的にポテンシャルある数校程度の大学を認定し、これら大学について、世界トップクラスの研究者が集まり、若手研究者が存分に活躍できる環境を提供する世界最高水準の研究大学の実現につなげる。また、日本の研究力底上げのために、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学が自身の強みや特色を十分に発揮し、社会変革をけん引できるよう「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の活用を促しつつ、着実に支援を進める。更に、国際頭脳循環の活性化を目指し、我が国の研究者による国際科学トップサークルへの参画や若手研究者等の育成強化のための国際共同研究等を推進する。

※ スポーツはエビデンス整備と並行してK P I・工程を見直しつつ、引き続き健康増進への貢献や市場拡大に向けて取り組む。文化は第2期文化芸術推進基本計画の策定を踏まえたK P Iを2023年度中を目途に設定し、改革工程表2024に反映予定。

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

## 政策目標

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

・O E C D・P I S A調査等の各種調査における水準の維持・向上

※科学リテラシー等、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上(P I S A(2018, 2022) : 科学リテラシー(2位, 1位)、読解力(11位, 2位)、数学リテラシー(1位, 1位))

※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※(政令市) 【2025年度までに100%】 ※(市区町村) 【2025年度までに100%】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※(都道府県) 【2025年度までに100%】 ※(政令市) 【2025年度までに100%】 ※(市区町村) 【2025年度までに100%】</p>	<p>○少子化の進展(児童生徒数、学級数の減少等)及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題(いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等)に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合 【2025年度までに100%】</p>	<p><b>1. 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</b></p>			
		<p>a. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の附則規定に基づき、少人数学級の効果等に関する実証研究を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	
		<p>b. 学校における働き方改革の取組の効果等を測り、教師に関する勤務環境について検討を進めるため、公立小中学校の教職員の勤務実態について、2022年度に実施した調査に係る分析を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→		
		<p>c. 公立小中学校の教職員定数の中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画についてフォローアップ。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	
<p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○学校における働き方改革の推進に係る指標(時間外在校等時間月 45 時間)</p>	<p>○教員業務支援員を配置している市町村の割合 【2025年度までに100%】</p> <p>○部活動について、地域連携や地域移行に係る協議会又は方針を設置・策定している自治体の割合 【2026年度までに100%】</p>	<p><b>2-1. 学校における働き方改革</b></p>			
		<p>(支援スタッフの活用等によるチームとしての学校の推進) a. 支援スタッフ配置実績等を踏まえ、更なる適正配置方策の検討及び促進。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→		
		<p>b. 部活動改革について、部活動指導員の配置等、地域の実情に応じた総合的な取組を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~	
<p>(国の上限指針)以下の割合等) 【2024 年中に指標を設定し、改革工程表 2024 に反映】</p>	<p>○学校事務の共同実施を実施している市区町村の割合 【2025 年度までに 75%】</p>	<p>(学校事務の共同実施) c. 学校事務の共同実施状況等を踏まえ、必要に応じて支援を行いつつ自治体の取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→			
		<p>(教師の処遇の抜本的な見直し) d. 教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進める。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→			
		<p>(教師を取り巻く環境整備) e. 中央教育審議会の緊急提言を踏まえ、学校・教師が担う業務の適正化等の具体的な取組の促進を図るためのフォローアップを行う。併せて、来秋実施予定の教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果を踏まえ、時間外在校等時間に係る指標を 2024 年内に設定する。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→			
<p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○教師の I C T 活用指導力の向上 ・授業に I C T を活用して指導する能力 【2025 年度までに 100%】</p> <p>・児童生徒の I C T 活用を指導する能力 【2025 年度までに 100%】</p> <p>○1 人 1 台端末を授業で活用している学校の割合</p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 【義務教育段階の児童生徒 1 人 1 台端末水準を維持】</p> <p>○無線 L A N 又は移動通信システム( L T E 等)によりインターネット接続を行う普通教室の割合 【2023 年度までに 100%】</p> <p>○学習者用デジタル教科書の整備状況 【2025 年度までに義務教育段階の学校において 100%】</p> <p>○情報通信技術支援員( I C T 支援員)の活用状況</p>	<h2>2-2. 教育の情報化の加速</h2>				
		<p>(学校 I C T 環境の整備) a. 市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査・公表。学校のネットワークや指導者用端末など地域による I C T 環境に差が生じないよう、自治体における I C T 環境整備を推進。 (2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→	
<p>b. 義務教育段階において、共同調達の仕組みの検討を含め、1 人 1 台端末環境を維持しつつ、学校のみならず、家庭においても十分に活用できる環境の実現を目指し、事業を実施する自治体に対し、国として必要な支援を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→			

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>【2023 年度までに週3日以上活用を90%】</p> <p>○ICTを活用した校務効率化の取組状況 【教職員の働き方改革にも資するロケーションフリーでの校務処理を行っている自治体の割合を2029年度までに100%】</p> <p>○ICT機器の活用を通じた、児童生徒の情報活用能力の向上 【2026年までに(小学生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル3(注1)以下の割合を20%以下</li> <li>・1分間当たりの文字入力数の平均を40文字程度(中学生)</li> <li>・レベル5(注2)以下の割合を20%以下</li> </ul> <p>下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1分間当たりの文字入力数の平均を60文字程度【(注1)条件に応じてフローチャートを修正したり、情報処理の手順を図で表したりすることができる(注2)分岐処理のプログラムをフローチャートに表すことができる】</li> </ul> <p>○希望する不登校児童生徒への授業配信を実施している学校の割合 【2026年度までに100%】</p> <p>○個別最適な学びと協働的な学びの実現に資する指標(特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面や児童同</p>	<p>【2025年度までに4校に1人程度】</p> <p>○ICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合 【2023年度までに100%】</p> <p>○次世代校務DXの環境を構築済みの自治体の割合 【2029年度までに100%】</p>	<p>c. 文部科学省CBTシステム(MEXCBT:メクビット)の機能拡充等を行うとともに、全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁:文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>(デジタル教科書の導入)</p> <p>d. 2024年度から英語、その後算数・数学のデジタル教科書の導入に加え、学校現場の状況等を踏まえ更なる効果的な活用等に向け取組を推進。 《所管省庁:文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>(情報活用能力の育成)</p> <p>e. 情報活用能力を育成するために、ICTを活用した好事例等を発信。 《所管省庁:文部科学省》</p>	→		
		<p>(遠隔・オンライン教育の推進)</p> <p>f. 中学校の遠隔教育特例校等における成果検証・運用改善を図るとともに、好事例やノウハウを各種会議や有識者等を活用して発信。 《所管省庁:文部科学省》</p>	→		
		<p>g. 病気療養や不登校、感染症や災害の発生などといった要因により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒を含めた全ての子供たちの学びを保障し充実する手段として、高等学校段階を含む各教育段階における遠隔・オンライン教育の更なる活用・推進に向け、実証研究等を進め、その結果も踏まえて必要な措置を講ずる。 《所管省庁:文部科学省》</p>	→		
		<p>(学校の指導体制等の充実)</p> <p>h. 高校「情報」の免許状を有する教員の配置等を促すためのモデルの開発・周知及び配置の促進。 《所管省庁:文部科学省》</p>	→		

## 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
士がやりとりする場面における活用状況等) 【2023 年度中に設定し、改革工程表 2024 に反映】		i. さらなる情報通信技術支援員( I C T 支援員)の配置を促進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		j. 研修の充実等、学校の I C T 環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		k. 特別免許状・特別非常勤講師制度の活用による、各学校における積極的な外部人材の活用を促進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		( I C T 活用による校務改善等) l. 政府のデジタル化の方針等も踏まえ、投資の重複排除やシステム全体の統一性にも留意しながら、標準化・クラウド化も見据えつつ、自治体の取組状況を把握し、教育委員会から学校への文書送付のデジタル化を含め、I C T による校務改善を推進。加えて、クラウド環境を活用した校務 D X を徹底している学校についての指標について検討し、遅くとも 2023 年度中に K P I を設定。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		(エビデンスに基づく更なる推進) m. G I G A スクール構想のエビデンス整備に関する研究会での分析結果も踏まえつつ、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に資する指標を引き続き検討し、遅くとも 2023 年度中に K P I を設定。	→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p>	<p>○学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)を策定している自治体の割合【2024年度末までに100%(残16自治体)】</p>	<p><b>3. 学校施設における長寿命化計画の策定によるメンテナンスサイクルの確立</b></p> <p>(各自治体における公立学校施設のメンテナンスサイクルを確立し、耐久性や機能の向上を計画的に実行するための施設計画(長寿命化計画)の策定)</p> <p>a. 長寿命化計画の策定率100%を達成(未策定の自治体は公表)するとともに、交付金の事業申請は計画策定を前提とすることにより、計画に基づく施設整備の推進を促す。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>b. 整備方針等の変更があれば長寿命化計画を適宜見直すよう各自治体に促し、計画に基づく施設整備を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p>		
<p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合【再掲】</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合【再掲】</p>	<p>○コミュニティ・スクールを導入している高等学校の割合【2024年度までに50%】</p> <p>○公立高等学校において、地域課題に係る学習の取組の推進方針を教育振興基本計画の中に位置づけている設置者の割合【2024年度までに100%】</p>	<p><b>4. 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のPDCAサイクルと「見える化」の推進</b></p> <p>a. 高校のコミュニティ・スクールに関する知見をもつCSマイスターの派遣などによる学科等の特性に応じたコミュニティ・スクールの導入促進や、2022年度から設置が可能となった地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置を予定している学校の取組を推進するなど、各高等学校における地域社会の関係機関との連携・協働を促進。 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>b. 「マイスター・ハイスクール事業」の実施と成果の横展開等により、専門高校において、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

## 政策目標

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

### ・教育の質の向上

○大学卒業者の就職・進学等率の向上 ※2017年度実績：92.2%→毎年度：前年度実績を上回る

○教育改善に関するP D C Aサイクルの確立を実施した大学の割合の向上 ※2021年度実績：67.4%→毎年度：前年度実績を上回る

・被引用回数トップ10%論文数の割合の増加（現状値2018-20年:8.2%）

・企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への投資(共同研究受入額)を3倍増→「第6期科学技術・イノベーション基本計画」による目標値は2025年度までに、対2018年度比で約7割増加(2018年度実績：884億円、2025年度目標値：1,467億円)

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○国立大学法人の寄附金収入増加 【2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加】</p> <p>○研究大学における、35～39歳の大学本務教員数に占めるテニユア教員及びテニユアトラック教員の割合 【2025年度までに、2019年における割合の1割増以上】</p> <p>○研究大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上 【客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加】</p>	<p>○運営費交付金の客観・共通指標の実績を学内の戦略的な予算配分に活用する国立大学の割合 【毎年度、前年度の実績を上回る】</p> <p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合(目標) 【2026年度までに80%】</p> <p>○大学等教員の職務に占める学内事務等の割合 【2025年度までに半減(2017年度時点、18%)】</p>	<p><b>5-1. 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</b></p> <p>(大学の改革インセンティブにつながる国立大学法人運営費交付金の配分及び大学評価制度の改善)</p> <p>a. 外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文、卒業・修了者の就職・進学等の状況、大学院も含めた教育改革の取組状況など、成果にかかる客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分。(2027年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>b. 学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる客観・共通指標により評価を実施。(2027年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>c. 国立大学法人における年度評価を廃止するほか、関係審議会での審議を踏まえ、認証評価制度に係る必要な制度改正等を検討し実施する。 《所管省庁：文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~	
<p>○大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合 【前年度以上】</p>	<p>○「文理選択を迷っている」女子生徒が、理系分野への進路選択の促進を目的とした各種イベント等に参加した後、「科学技術や理科・数学に対する興味・関心が高まった」と回答した割合 【80%以上】</p>	<p>(大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化) d. 意欲的な改革に取り組む私立大学の後押しとなるよう、連携・統合等に関する事例収集・周知等を進める等、経営力の向上に向けた必要な支援を実施。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→	
		<p>(理工系学部における女子学生の割合向上) e. 女子生徒等の適切な理系分野への進路選択を促進するため、大学等による多様なロールモデルの提示、女子生徒を対象とした出前授業、教員に対する情報提供などの取組を引き続き支援。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→	
		<p>(成長分野への大学・高専の学部再編促進等) f. デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を2032年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→	
<p>○国立大学法人の寄附金収入増加【再掲】 【2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加】</p> <p>○研究大学における、35～39歳の大学本務教員数に占めるテニユア教員及びテニユアトラック教員の割合【再掲】 【2025年度までに、2019年における割合の1割増以上】</p> <p>○研究大学の研究生産性(インプットに対する論文数等)の向上【再掲】 【客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加】</p>	<p>○監事を常勤化した国立大学法人の割合 【2026年度までに100%】</p> <p>○経営判断への活用に向けて、決算情報と教育研究等の成果実績等の比較分析を実施する国立大学の割合 【毎年度、前年度実績を上回る】</p> <p>○中長期的に目指すべき理想の年代構成を定め実績とともに公表する国立大学の割合 【毎年度、前年度実績を上回る】</p>	<h3>5-2. 国立大学改革の加速</h3>	<p>a. ガバナンス体制の改善、会計制度・会計基準の改善、人事給与マネジメント改革の推進等の国立大学改革を進める。 (2027年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○リカレント教育の社会人受講者数のほか、その教育効果や社会への影響【2023 年度中に設定し、改革工程表 2024 に反映】</p>	<p>○大学等における、主に社会人を対象としたプログラム提供割合【増加】</p> <p>○実務家教員を育成するための大学等における研修プログラムの修了者数【増加】</p> <p>○社会人の学びのポータルサイト「マナパス」に掲載されている大学・専修学校等の社会人向けプログラム数【増加】</p> <p>○学びに関する情報アクセスに課題を抱える社会人の割合【減少】</p>	<p><b>5-3. リカレント教育の推進</b></p>			
		<p>a. 大学等を活用した産学連携による実践的・専門的な教育プログラムの開発・拡充を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>b. リカレント教育を支える専門人材(実務家教員)の育成を行う。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→		
		<p>c. リカレント教育推進のための学習基盤の整備(社会人の学びのポータルサイトの充実等)を行う。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>d. 社会人、企業、大学等への影響等に関する調査研究を2023 年度中に実施・分析し、その結果得られる見込みの「受講者のうち、実務に必要な専門知識・技能を習得できた社会人の割合」、「リカレント教育の提供を通じて教員の研究活動に好影響があった大学等の数」、「従業員の受講が新規事業の創出に繋がった企業数」といったリカレント教育の効果を踏まえ、指標の内容や目標値について検討を行い、2023 年度中に設定。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→		

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○収容定員充足率 80%未満で赤字経営となっている大学について</p> <p>①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ ※収容定員充足率 80%未満かつ赤字経営大学における学生一人当たり平均： 2022年度：181千円 (全大学平均：145千円)</p> <p>②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p>	<p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2022年度予算：▲6%～+6% (※2018年度予算：▲2%～+2%) 【一】</p> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率 90%未満の私立大学の割合 【2023年度までに 13.1%】</p> <p>※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数 【2023年度までに 18校】</p>	<p><b>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</b></p> <p>a. 定員未充足に対する調整係数及び教育の質に係る客観的指標、特別補助の交付要件見直し等により、引き続き教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を実施。併せて、2023年度に講じた一層のメリハリ付け強化による成果等を分析・検証しながら指標の見直しを図りつつ、2024年度からの5年間を集中改革期間と位置づけ、改革に向けた支援の在り方の検討・具体化を進める。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p><b>7. 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</b></p> <p>a. 大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目指し、高等教育の修学支援新制度を引き続き実施。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生の就職・進学率の状況【2024年度中に目標値を設定】</p>	<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のG P A (平均成績)等の状況【前年度の支援対象学生のうち、G P A 等下位 1/4 の割合：25%を下回る】</p> <p>○住民税非課税世帯の大学等への進学率【前年度実績以上】 ※引き続き検証を行い、必要に応じてK P I を更新</p>	<p>b. 2024 年度から、授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を図るとともに、2025 年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置を講ずる。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
<p>○2033 年までに、日本人高校生の海外留学生数について、12 万人を目指す ※2017 年度：4.7 万人</p> <p>○2033 年までに、日本人学生等の海外留学生数について、中長期留学者を</p>	<p>○海外留学に興味を持つ日本人高校生割合の増加 ・「高等学校における国際交流等の状況調査」(※隔年実施)</p> <p>○海外留学に興味を持つ日本人学生割</p>	<p><b>8. 国際的な学生交流の推進</b></p>			
		<p>a. 高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を促進するとともに、海外の大学等にて学位を取得する長期留学への支援及び大学間交流協定等に基づく短期留学の支援を推進する。若者の海外留学を官民協働で後押しする「トビタテ！留学 JAPAN」を発展的に推進する。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

## 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>中心に増加させながら 38 万人を目指す ※2019 年度：17.5 万人</p> <p>○2033 年までに、日本の高校への外国人留学生数について、2 万人を目指す ※2017 年度：0.6 万人</p> <p>○2033 年までに、日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数 38 万人を目指す ※2019 年度：31.2 万人</p>	<p>合の増加 ・「学生の海外留学に関する調査」</p> <p>○経済的支援を受けて留学している学生の割合の増加 ・JASSO「私費外国人留学生生活実態調査」(※隔年実施)</p> <p>○国際交流を図る場所を設置している学校数 ・「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<p>b. 戦略的な外国人留学生の受入れの推進を図るため、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、企業等と連携した国内就職支援等の受入れ環境の整備を推進する。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

## 政策目標

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

- ・地方自治体の点検・評価(地教行法第 26 条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価)の結果を政策立案または予算要求・査定の際に参照している割合 ※2020 年度：都道府県：83.0%、指定都市：85.0%、市区町村：70.7%→2024 年度：100%
- ・全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果をP D C Aサイクルに組み込み、教育内容等の改善に向けた取組に活用している大学の割合

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○地方自治体の点検・評価(地教行法第 26 条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価)において、定量的指標を盛り込んでいる割合【2024 年度までに 100%】</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合【前年度実績以上】</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数【2025 年度までに 25 件】</p> <p>○調査データの二次利用件数【2025 年度までに 340 件】</p> <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合【2024 年度までに 100%】</p> <p>○中学校卒業段階の英語力 C E F R A 1 相当以上、高校卒業段階の英語力 C E F R A 2 相当以上の割合【2027 年度までに中・高ともに 60%以上】</p>	<b>9. ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性ある P D C A サイクルを確立</b>			
		(教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じた E B P M の加速)			
		a. 教育振興基本計画のフォローアップについて、政策評価とも連動した教育政策の評価・改善を進めるなど、実効性ある P D C A サイクルを構築。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		b. 学習指導要領における主体的・対話的で深い学びや G I G A スクール構想等の効果検証・分析を進め、新たな評価手法の確立、対面とオンラインの最適な組み合わせ、個別最適な学びや協働的な学びの実現、成果・課題の見える化等を推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		c. 教育振興基本計画への活用等を目指し、文部科学省実施調査、教育関連のデータの標準化や利活用方策の検討・実施、データベースの構築・整備等を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
d. 1 人 1 台環境も踏まえつつ、学力等に関してパネルデータとしての活用のあり方について検討を行う。 《所管省庁：文部科学省》	→				

## 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		e. 全国学力・学習状況調査に関して、国によるデータ貸与の取組をより一層周知するとともに、自治体における取組も促進。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	
		f. これまでに実施した全国学生調査の結果を有識者会議において分析し、本格調査の設計に取り組み、2024 年度に本格的な調査を実施。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		g. 地方公共団体の取組状況を把握しつつ、コンソーシアムでの取組をはじめとする国の取組の情報提供等、必要な支援により取組を一層推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		h. 英語力向上に関する調査の分析結果を自治体や教育関係者に共有。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		i. 自治体の取組状況を把握しつつ有効事例の共有等、自治体の取組を一層推進。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		j. 児童生徒の「情報活用能力」を把握するため、2024 年度に情報活用能力調査を実施。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	

## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

### 政策目標

科学技術・イノベーション政策においてエビデンスに基づく政策立案等を図りながら、官民をあげて研究開発等を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0 やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、「科学技術立国」の実現につなげる。

・被引用回数トップ 10%論文数の割合の増加 (現状値 2018-20 年:8.2%)

・企業等からの大学・公的研究機関への投資額

※2025 年度までに、大学・国立研究開発法人等への投資(共同研究受入額)を3 倍増→「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」による目標値は 2025 年度までに、対 2018 年度比で約 7 割増加(2018 年度実績：884 億円、2025 年度目標値：1,467 億円)

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出</p> <p>※官民の研究開発投資の総額【2025 年度まで 5 年間で：約 120 兆円】</p> <p>※企業価値または時価総額が 10 億ドル以上となる未上場ベンチャー企業または上場ベンチャー企業創出数【2025 年度までに 50 社】</p> <p>※研究力の多角的な評価・分析指標： ①科学研究(Top10%論文数等) ②研究環境(研究時間、ダイバーシティ等) ③イノベーション創造関連(産学連携等)</p>	<p>○エビデンスシステム(e-CSTI)の分析結果の活用</p> <p>【政策議論の場での分析内容の活用回数：年間 12 回(2020・2021 年度実績の平均値)以上】</p>	<p><b>1 0. 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、E B P M化を含め予算の質の向上を図る。</b></p>			
		<p>a. エビデンスシステム(e-CSTI)を継続的に機能拡充することで、効果的な科学技術・イノベーション政策の立案を推進。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	→
		<p>b. 我が国の研究力の多角的な分析・評価については、2022 年に開発した指標群に基づき、今後は第 7 期科学技術・イノベーション基本計画への反映に向け、その高度化と継続的なモニタリングを実施する。 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	→

## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】</p>	<p>○大学等における民間企業からの共同研究の受入額 【2025年度までに2018年度比7割増】 ※2018年度：884億円</p> <p>○S I Pにおけるマッチングファンド率 ※大学、国立研究開発法人等公的研究試験機関及びスタートアップ企業において実施する研究開発を除く。</p> <p>○B R I D G Eにおける民間からの資金等(人・物・資金)の受入状況 【民間資金の受入を国費の約4分の1以上】</p>	<p><b>1 1. 国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決に資する研究開発を推進</b></p>			
		<p>(戦略的イノベーション創造プログラム(S I P)) a. 2022年4月8日の財政制度分科会における議論を踏まえ、2023年度から開始するS I P第3期の各課題においてマッチングファンドを推進する。(2027年度まで) ※S I Pにおけるマッチングファンドとは、S I Pの研究開発・実証等に参画する民間企業等の人的・物的貢献を金銭的に評価するもの。マッチングファンド率=民間貢献額/(国からの委託費+民間貢献額) 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	→
		<p>(研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム(B R I D G E)) b. 2020年度の中間評価、2022年11月に決定した「今後のP R I S Mのあり方に係る見直し方針」を踏まえ、事業の改善をはかりながら着実に推進。(2027年度まで) 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	→
		<p><b>1 2. 大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を図る</b></p>			
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】</p>	<p>○次世代放射光施設の整備に係るプロジェクトの進捗率 【2023年度までに100%】</p> <p>○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 【引き続き、共用システムを構築した研究組織数を130以上で維持する】</p>	<p>(大型研究施設の整備及び産学官共用の促進) a. 3GeV高輝度放射光施設NanoTerasuについて、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、2023年度中の運用開始を目指し、整備を着実に進める。 《所管省庁：文部科学省》</p>			
		<p>b. 世界最先端の大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を着実に実施。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>(大学等の研究設備・機器等の共用) c. 大学等・研究機関全体の「統括部局」の機能を強化し、研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組み(コアファシリティ)を構築。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→

## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出【再掲】</p>	<p>○大学等における民間企業からの共同研究の受入額【再掲】</p> <p>○40歳未満の大学本務教員の数【2025年までに1割増加(2019年度41,072人)】</p> <p>○大学等教員の職務に占める学内事務等の割合【再掲】【2025年度までに半減(2017年度時点、18%)】</p> <p>○S B I R制度に基づくスタートアップ等への支援【2025年度までに570億円】</p>	<p><b>13. 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、第6期科学技術・イノベーション基本計画の着実な推進を図り、「科学技術立国」の実現を目指す</b></p>			
		<p>a. S T E A M人材育成施策を実施するとともに、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」に基づいた、博士後期課程学生への経済的支援の充実や若手研究者が研究に専念できる環境の確保等の支援策に引き続き取り組む。 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	
		<p>b. スタートアップ・エコシステム拠点都市への支援や新しい日本版S B I R制度の促進など、スタートアップ創出・成長の支援等、イノベーション・エコシステムの形成に向けた取組の推進。 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	
		<p>c. 総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会において、第6期科学技術・イノベーション基本計画の進捗状況を適切に把握するとともに、2023年度は、研究開発成果の社会実装の観点も踏まえ関連施策について評価を実施する。加えて、同計画のレビューに向けた準備を検討する。 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	



## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○世界トップレベル研究拠点における国際共著論文率 【50%以上を維持】</p> <p>○欧米等先進国との国際共同研究により創出される国際頭脳循環に資する事業を通じた国際共著論文数 【2029年度までに230本】</p>	<p>○世界トップレベル研究拠点において研究者全体に占める外国人研究者の割合 【30%以上を維持】</p> <p>○欧米等先進国との国際共同研究を通じた海外への研究者の派遣者数 【2027年度までに200人】</p>	<p>f. 若手研究者の派遣・受入れといった研究交流を推進するとともに、国内外の優秀な研究者や、次世代の研究者が、日本で研究をしたいと思えるような、国際頭脳循環のハブとなる世界トップレベル研究拠点形成を推進する。さらに、国際科学トップサークルへの参画や次世代のトップ研究者の育成を強化するため欧米等先進国との国際共同研究を推進するとともに、政策上重要なA S E A N地域との科学技術協力を推進する。</p> <p>《所管省庁：内閣府、文部科学省》</p>	→	→	→

# 文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

## 政策目標

東京オリンピック・パラリンピック大会のレガシーを継承し、全ての国民が気軽にスポーツできる環境を整備し、スポーツの価値を実感できる社会を実現するとともに、民間資金等の一層の活用により、スポーツの成長産業化・地域スポーツの普及・発展を図る。

・スポーツ実施率の向上【20歳以上一般や障害者の週1回以上のスポーツ実施率：2026年度に70%、40%程度(2022年度：20歳以上一般52.3%、障害者30.9%)】

・スポーツの市場規模の拡大【2025年度までに15兆円(2020年度：約8.8兆円)】

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○スポーツを通じた健康増進への貢献 【1回30分以上の運動を週2回以上、1年以上継続して実施する割合の増加】 ※2022年度： 男性30.1%、女性24.3%</p> <p>○スポーツ興行場・興行団のスポーツGDP増加 ※SSA分類別スポーツGDP「スポーツ活動」の内数 ※2020年度：約2兆円</p>	<p>○身近なスポーツ環境の整備 幼児期から大人、障害者等も含めて多様な主体が参加できる総合型地域スポーツクラブ等の整備状況 【2026年度までに、全都道府県で登録・認証制度の運用開始】 ※2022年度：登録制度は開始、認証制度については未開始</p> <p>○スポーツを通じた健康増進 「Sport in Life」コンソーシアムにおけるスポーツを通じた健康増進に係る取組状況 【2023年度までに3000団体が加盟】 ※2023年8月末時点：2,739団体</p> <p>○スポーツ・健康まちづくりに取り組む自治体の状況 【2026年度までに40%】 ※2022年度：16.7% ※スポーツによる地域の経済活性化や住民の健康増進等のまちづくり施策に総合的に取り組み、その推進体制を構築した自治体数の増加を促進</p>	<p><b>14. 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進</b></p> <p>(ポストコロナのスポーツ政策)</p> <p>a. 2022～2026年度の第3期スポーツ基本計画のもと、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点も含め、多様な主体のスポーツ機会を創出し、スポーツ参画人口の拡大を図るとともに、スポーツを通じた健康増進や地方創生の推進、スポーツの成長産業化による市場規模の拡大に向けた取組を推進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>(持続可能な地域スポーツ環境の一体的な整備)</p> <p>b. 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、2023年度以降の休日の運動部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向けた取組を推進する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》</p> <p>c. 総合型地域スポーツクラブの設置の促進や、登録基準を具備していると認められるクラブを登録クラブとして認定する制度や規定のタイプ(「介護予防」、「子育て支援」等)別の認証基準を具備していると認められるクラブを認証する制度を構築し、その推進を図る。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

### 文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○まちづくりや地域活性化の優れた拠点として選定されたスタジアム・アリーナ数 【2025年までに20拠点】 ※2022年度：14拠点</p>	<p>(スポーツを通じた健康増進) d. 自治体や企業等における住民や従業員のスポーツ実施の機運醸成に向けて、「Sport in Life」コンソーシアムにおける普及・啓発を進めるほか、人々のスポーツを通じたライフパフォーマンスの向上に向けて、「目的を持った運動・スポーツ」を推進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>(スポーツを通じた地方創生の推進) e. スポーツによる住民の健康増進や地域の経済活性化等の、スポーツ・健康まちづくりの取組増加に向けて、自治体の意識改革を促進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>(スポーツ施設の運用における民間活力導入の推進) f. スポーツ施設の運用における民間の資金・ノウハウを活用したPPP/PFIの取組を先進事例の提供により推進。(2026年度まで) 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	→
		<p>(スタジアム・アリーナ改革や新ビジネス創出を通じたスポーツの成長産業化の推進) g. 民間活力の導入による施設単体の収益向上を図るとともに、スタジアムやアリーナを拠点とした賑わいの創出や地域活性化などの経済の好循環に繋がる取組を推進。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	
		<p>h. ガイドブック等の普及や先進事例の形成及びKPI対象施設の選定。スタジアム等の効果検証・手法の普及。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	
		<p>i. スポーツの場におけるDXの推進やスポーツと他産業との融合による新ビジネスやホスピタリティサービスの創出を支援。 《所管省庁：文部科学省》</p>	→	→	

## 政策目標

文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。  
 ・2025年の文化の市場規模：(18兆円GDP比3%程度)

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 【2018-20年度の平均：5.2%→上昇】</p> <p>○国立美術館・博物館の寄付金受入額 【2019-21年度の平均：国立美術館・国立文化財機構の受入額合計約15億円→増加】</p> <p>○アート市場規模の拡大 【2025年までに世界市場の7位に成長】 ※経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)において、「世界のアート市場で我が国の売上額シェアを引き上げ、2025年までにグローバル・セブンに食い込むこと。」と明記されたことを受けた更新</p> <p>※第2期文化芸術推進基本計画に基づき今後行われるK P Iの検討を踏まえ、改革工程表2024においてK P Iを更新</p>	<p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加 【毎年度、前年度実績を上回る】</p> <p>○文化施設の入場者数・利用者数の増加 【2017年度：約1.4億人→増加】</p>	<b>15. 民間資金を活用した文化施策の推進</b>			
		(民間資金等による文化財の保存・活用の推進) a. 文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、企業の先端技術を駆使した民間資金等による文化財活用方策を検討・実施。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		(国立美術館・博物館の機能強化) b. 民間企業と連携した取組や先端技術を活用したコンテンツの充実、データの活用等を推進し、経営面等における国立美術館等の機能強化に努める。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	
		c. 国立博物館等の取組を参考にしつつ、地域の特性を踏まえながら公立博物館等の自立した取組を促進するとともに、好事例を発信。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		(アート市場の活性化) d. 国際的なアートイベントの開催等、日本におけるアートの活性化に資する取組を推進する。 《所管省庁：文部科学省》	→		
		(簡素で一元的な権利処理方策の実現) e. D X時代に対応するため、コンテンツの利用に関する多数の権利者の許諾について、簡素で一元的な権利処理ができるよう、2023年に成立した著作権法改正法の施行準備、制度の円滑な実施に向けた環境整備を進める。 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>(ポストコロナの文化政策)</p> <p>f. 2022年度末に閣議決定された第2期文化芸術推進基本計画に基づき、新たなK P Iの活用も含め、K P Iの設定を検討。(2023年度内)</p> <p>《所管省庁：文部科学省》</p>	→		